



篠 税 第1297号  
平成28年9月20日

篠山市監査委員 畑 利清 様  
篠山市監査委員 河南 克典 様

篠山市長 酒井 隆明



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、つぎのとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局 総務部
- 2 監査結果報告名 定期監査報告書（総務部）
- 3 監査結果提出日 平成28年2月29日（篠監公表第2号）
- 4 措置状況 別紙のとおり

総務部 定期監査報告書に記載の監査意見と措置報告  
(篠監公表第2号 平成28年2月29日)

1 徴収率の向上

定期監査報告書12ページ

監査意見要旨	市税の徴収率向上対策として様々な取り組みを行っているが、税負担の公平性や財源の確保の重要性からも適正な課税及び徴収率向上に引き続き取り組まれない。
講じた措置	<p>「徴収率の向上対策」</p> <p>(1) 現年分収納</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 納税推進センターによる電話・文書催告</li><li>・ 職員一斉徴収の実施</li><li>・ 全税目のコンビニ収納導入等</li></ul> <p>(2) 滞納分納税勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 分割納付への勧奨</li><li>・ 休日納税相談の実施</li><li>・ 外国人への通訳者による電話催告</li></ul> <p>(3) 滞納処分の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 不動産・動産の公売</li><li>・ 各種債権の差押え・換価</li></ul> <p>従来の徴収手段・処分手法を踏襲しつつ工夫を加え、さらに県税務課職員派遣による徴収強化、更に新たな収納手法等の導入について検討を行います。</p> <p>なお、職員個々に実務経験年数に差異はあるものの、各種研修会等の機会を積極的に活用し、徴収や滞納処分に関する技能向上を目指すとともに、収納率の向上に努めています。</p>